

登録政治資金監査人の責任関連資料（政治資金監査に関する研修テキスト33～34頁関連）

	弁護士 （日本弁護士連合会）	公認会計士 （日本公認会計士協会）	税理士 （日本税理士会連合会・税理士会）
処分事由	弁護士及び弁護士法人は、この法律又は所属弁護士会若しくは日本弁護士連合会の会則に違反し、所属弁護士会の秩序又は信用を害し、その他職務の内外を問わずその品位を失うべき非行があったときは、懲戒を受ける 【弁護士法 第56条第1項】 ※各弁護士会での定め有り ＜日本弁護士連合会による処分＞ 第56条第1項に規定する事案について自らその弁護士又は弁護士法人を懲戒することを適当と認めるとき 【弁護士法 第60条】	①会員及び準会員が法令によって処分を受けたとき ②会員及び準会員が監査業務その他の業務につき公認会計士又は会計士補の信用を傷つけるような行為をしたとき ③会員が財務書類の監査業務を行うに際して、第44条各号に掲げるいずれかの行為を行ったとき ④会員及び準会員が第70条の規定による報告をしないとき、質問に回答しないとき、又は勧告若しくは指示に従わないとき ⑤会員及び準会員が、1年以上会費（地域会会費を含む。以下この条において同じ。）を滞納し、かつ、催告を受けて、なお納付しないとき 等 ⑥前各号のほか、会員及び準会員が会則及び規則に違反したとき【会則 第50条】	＜日本税理士会連合会の処分＞ 会員が税理士に関する法令、本会の会則又は税理士会の会則、規則等に違反した場合 【会則 第72条第1項】 ＜税理士会の処分＞ 会員が税理士に関する法令、連合会の会則又は本会の会則、規則等に違反した場合 【標準会則 第49条】
処分請求者	何人でも可 【弁護士法 第58条】	何人でも可 【明文の規定無し】	何人でも可 【明文の規定無し】
処分請求先	当該弁護士の所属弁護士会 【弁護士法 第58条】	日本公認会計士協会 【明文の規定無し】	＜日本税理士会連合会の処分＞ 日本税理士会連合会 ＜税理士会の処分＞ 当該税理士の所属税理士会
処分権者	当該弁護士の所属弁護士会 【弁護士法 第56条第2項】	日本公認会計士協会会長 【会則 第50条第6項】	＜日本税理士会連合会の処分＞ 日本税理士会連合会【会則 第72条】 ＜税理士会の処分＞

			当該税理士の所属税理士会 【標準会則 第49条】
処分の公告	官報及び機関雑誌に掲載 【会則 第68条】	会報、会員専用ウェブサイト及び日本公認会計士協会の事務所に掲示 ※会長が適切と認めた方法により公表することもできる。【会則 第50条の3】	＜日本税理士会連合会の処分＞ 明文規定なし。 ＜税理士会の処分＞ 税理士会会報に公示。 【標準会則 第49条第4項】
処分の種類	・ 戒告 ・ 二年以内の業務の停止 ・ 退会命令 ・ 除名 【弁護士法 第57条】	・ 戒告 ・ 会員権停止 ・ 除名（準会員のみ） ・ 退会勧告（併せて会員権停止） ・ 金融庁への懲戒処分の請求 【会則 第50条第2項】	＜日本税理士会連合会の処分＞ ・ 訓告 【会則 第72条第1項】 ＜税理士会の処分＞ ・ 1年以内の会員権の全部若しくは一部の停止 ・ 訓告 【標準会則 第49条第1項】
通報等窓口	当該弁護士の所属弁護士会 （懲戒手続きに関する、懲戒請求者への通知規定あり【弁護士法第64条の7】）	日本公認会計士協会 監査ホットライン （審査結果は、通報者は認知できない。）	＜日本税理士会連合会の処分＞ ・ 綱紀監察部 ＜税理士会の処分＞ ・ 綱紀監察部等各税理士会の相当分掌機関 （通報者の認知について、審査結果は会報公告される。会報は一般の者でも希望があれば購読可能。）
審査体制	＜所属弁護士会＞ 弁護士会綱紀委員会、弁護士会懲戒委員会 ＜日弁連＞ 日弁連綱紀委員会、日弁連綱紀審査会、日弁連懲戒委員会 【以下、手続の流れの概要】	＜日本公認会計士協会＞ ・ 監査業務審査会 ↓ ・ 規律調査会 ↓ ・ 綱紀審査会	＜日本税理士会連合会の処分＞ ・ 常務理事会 【会則 第72条第2項】 ＜税理士会の処分＞ ・ 税理士会相当分掌機関 （どの分掌機関が相当するか、どのような手続きで理事会まで上程するかは、各税理

	1 懲戒請求は、まず弁護士会の綱紀委員会で「懲戒不相当」とされた場合に、日弁連の綱紀委員会に異議の申出ができる。 日弁連の綱紀委員会で「懲戒不相当」になると、日弁連の綱紀審査会に綱紀審査の申出ができ、ここでも懲戒不相当になると懲戒手続は終了。 2 上記3つの綱紀関係機関のいずれかで「懲戒相当」とされると、懲戒請求受理の原弁護士会の懲戒委員会に付議され、その結論に不服があれば、日弁連の懲戒委員会に異議申立又は審査請求することになる。		士会により様々である。) ↓ ・ 税理士会理事会 【標準会則 第49条第1項】
--	--	--	---

(参考) 行政庁による士業の懲戒：関連条項等

	弁護士	公認会計士	税理士
懲戒事由		①公認会計士が、故意に、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合 ②公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合 ③監査法人が虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合において、当該証明に係る業務を執行した社員である公認会計士に故意又は相当の注意を怠った事実があるとき 【公認会計士法 第30条】 公認会計士がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反したとき、又は第三十四条の二の規定による指示に従わないとき 【公認会計士法 第31条】 一般の懲戒 ※内閣総理大臣は、公認会計士がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反したときは、当該公認会計士に対し、必要な指示をすることができる。 【公認会計士法 第34条の2】	①税理士が、故意に、真正の事実と反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は第三十六条の規定に違反する行為をしたとき ②税理士が、相当の注意を怠り、前項に規定する行為をしたとき 【税理士法 第45条】 脱税相談等をした場合の懲戒 前条の規定に該当する場合を除くほか、税理士が、第三十三条の二第一項若しくは第二項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき、又はこの法律若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したとき 【税理士法 第46条】 一般の懲戒
懲戒請求者		何人でも可 【公認会計士法 第32条】	何人でも可 【税理士法 第47条第3項】
懲戒請求先		内閣総理大臣 【公認会計士法 第32条】	財務大臣 【税理士法 第47条第1項～第3項】

懲戒権者		内閣総理大臣 【公認会計士法 第30、31条】	財務大臣 【税理士法 第45条、第46条】
懲戒処分の公告		官報公告 【公認会計士法 第34条第3項】	官報公告 【税理士法 第48条】 ※ 別途国税庁ホームページにも掲載される。
処分の種類		【公認会計士法 第29条】 ・ 戒告 ・ 二年以内の業務の停止 ・ 登録の抹消 【公認会計士法 第30条】 虚偽又は不当の証明についての懲戒 ①二年以内の業務停止又は登録の抹消 ②戒告又は二年以内の業務停止 ③上記①又は②の規定に基づく処分	【税理士法 第44条】 ・ 戒告 ・ 一年以内の税理士業務の停止 ・ 税理士業務の禁止 【税理士法 第45条】脱税相談等をした場合の懲戒 ①一年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止 ②税理士業務の禁止